

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

|         |                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称   | 令和 6 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会                                                                                                                                  |
| 日 時     | 令和 6 年 7 月 2 3 日 (火) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0                                                                                                                      |
| 場 所     | 芦屋市役所東館 3 階大会議室                                                                                                                                                 |
| 出 席 者   | 委 員 長 竹端 寛<br>委 員 長城 紀道、押場 美穂、松下 晶子、税所 篤哉、三芳 学<br>山川 範、宮田 靖久、小野 りか、山田 弥生<br>欠席委員 池本 秀康、福島 健太<br>委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁、森岡 秀昭<br>芦屋市権利擁護支援センター (社会福祉協議会担当) 三谷 百香 |
| 事 務 局   | 芦屋市地域福祉課 吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希<br>芦屋市障がい福祉課 川口 弥良、木村 円香、北村 理紗<br>芦屋市高齢介護課 久保田 あずさ、山本 直樹                                                                             |
| 会議の公開   | ■ 公開<br>-----<br>□ 非公開 □ 一部公開<br>〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の<br>3 分の 2 以上の賛成が必要〕<br><非公開・一部公開とした場合の理由>                                                    |
| 傍 聴 者 数 | 0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)                                                                                                                                       |

1 会議次第

(1) 開 会

【委員会の成立について】

開始時点で委員 1 2 名中 1 0 名の出席を確認

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 委員長、副委員長の選出

(5) 議 事

(1) 報 告

ア 地域福祉計画 (成年後見制度利用促進計画) に基づいた取組状況について

イ 令和 6 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(2) 協 議

ア 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」の活用等、  
権利擁護に係る研修について

イ その他

(6) 閉 会

2 提出資料

令和 6 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

事前資料 1 地域福祉計画 (成年後見制度利用促進計画) に基づいた取組状

況について

- 事前資料 2－1 令和 5 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告  
事前資料 2－2 令和 5 年度芦屋市権利擁護支援センター実施状況、成果と課題  
事前資料 2－3 令和 6 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画  
事前資料 3 研修の体系化に向けて必要と考えている取組や視点  
当日資料 2 令和 6 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会議事録  
当日資料 3 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」  
当日資料 4 「障がい者虐待対応マニュアル第 2 版対応帳票集」  
※当日資料 1 は、委員名簿の差し替えのため、当該項目からは削除

### 3 審議内容

(地域福祉課 吉川)

ただいまより令和 6 年度第 1 回権利擁護支援システム推進委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。では、委員委嘱に移ります。本日は、新たな任期における最初の委員会でございます。委員の皆様には、市長からの委嘱状及び任命書を机上配付させていただいております。そちらのほうで交付に代えさせていただきますと思います。

なお、任期は本年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員長、副委員長の選出に移ります。要綱第 5 条の定めにより、委員会に委員長及び副委員長を置くこととなっております。委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名することとなっております。

委員長につきまして、どなたか立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

(山川委員)

学識経験者として福祉社会学を専門とされておられまして、またこの委員会においても、これまで委員長をお務めになっておられました竹端委員を委員長に推薦させていただければと思います。

(地域福祉課 吉川)

ただいま山川委員より竹端委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。異議がないため、委員長は竹端委員が選任されました。副委員長を竹端委員長より指名していただきたいと思います。

(竹端委員長)

芦屋ですと権利擁護活動をやっておられる長城先生にお願いしたいと思います。

(地域福祉課 吉川)

副委員長の指名について異議はございませんか。異議がないため、副委員長は長城委員が選任されました。これをもちまして、委員長、副委員長の決定とさせていただきます。

それでは、改めまして竹端委員長、長城副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(竹端委員長)

改めまして兵庫県立大学の竹端と申します。よろしくお願いします。

この委員会は3期目になります。この権利擁護支援システム推進委員会は、芦屋市が独自につくられたすごく大事なもので、権利擁護の質的な向上のためには欠かすことができない委員会になっております。

現に後でご紹介いただく「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」や「障がい者虐待対応マニュアル」等、独自のものができているのも、この委員会で支えていただいている部分もあると思います。引き続きその基盤をつくりながら、皆さんと議論をしながら、権利擁護の質の向上に向けてやっていきたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

(長城副委員長)

副委員長を拝命しました長城でございます。竹端委員長を補佐して、副委員長として執務に邁進いたしたいと思います。実務的には、私は理論面よりも現場で汗をかくタイプでございますので、そちらの話をこの委員会にあげるお手伝いができればと思っています。よろしくお願いいたします。

(地域福祉課 吉川)

ありがとうございます。ここからの議事は、委員長に司会進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### (1) 報告

ア 地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づいた取組状況について

(竹端委員長)

それでは、議事に移ります。

まず、報告のア、地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づいた取組状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

(地域福祉課 吉川)

新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、改めて本委員会と権利擁護支援センターの機能について説明をさせていただきたいと思います。

本委員会は、平成22年7月に権利擁護支援センターを開設した際に設置をした委員会となっております。現在、芦屋市の権利擁護支援センターは、NPO法人PASネットと芦屋市社会福祉協議会の二つの法人に委託をさせていただいております。

こちらの権利擁護支援システム推進委員会の目的ですとか、取り扱う内容は、設置要綱に記載させていただいております。事前にお送りさせていただいております資料の中に入っておりますが、所掌事務といたしまして第2条に権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること、権利擁護支援システムに改善に関すること、芦屋市権利擁護支援センターの役割及び機能に関すること、権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること、権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関することということで、本市の権利擁護を進めていく上で様々な視点に立ってご意見をいただきたいということで、本会を設置させていただいております。

これまで本市の権利擁護を進める中で取り組んできた取組に関しまして、直近のことになりますが、担当係長からご説明させていただきます。

(地域福祉課 亀岡)

それでは、事前資料 1 をご覧ください。

本委員会においてご意見を賜りまして、令和 4 年度に作成しました地域福祉計画の「施策 2、地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」において、現状から、下に記載しております三つの課題を抽出しまして、それに対して四つの取組の推進方針を定めて取組を進めておりますので、順番にご説明させていただきます。

まず課題 1 の「権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築の必要性」につきましては、推進方針①と②の観点から取り組んでおります。

推進方針①では、「重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制の整備」としております。重層的支援体制整備事業は、様々な課題を抱える複合的なケースが増えていることから、属性を問わずに相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の三つの支援を重ね合わせながら一体的に進めていく支援体制を整える事業になりますが、その土台となる権利擁護支援の体制整備と一体的に行う必要があると考えております。

現在までの取組としましては、従来から実施しております成年後見制度におきまして、重層的支援体制整備事業における参加支援の視点から、本人らしい生活を送ることができるように地域や社会との関わりを意識して、個々のニーズに応じた地域の社会資源への働きかけや調整などの支援を行っております。

また、近年増加しつつある身寄りのない方の支援についても、関係機関からのご相談も多かったことから、本委員会の関係機関のご協力の下、本日お配りしております「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」を作成いたしました。予防的な観点も含めながら、いざというときに支援の参考になるよう支援ごとに対応をまとめております。

今後の取組としましては、後ほどの協議のアの部分で詳しくご説明いたしますが、どの時期にどのような知識を習得できるかというのかなど、研修を体系的に考え、その中でこのたび作成したハンドブックの活用も考えております。

次に、推進方針②の「権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成」では、行政や専門職向けだけではなくて、地域の中での人材育成や支援が必要な人の発見、見守りなどにつながるように地域住民向けの研修を実施しました。

また、権利擁護支援者人材バンクに登録しても活動につなげていないということもありますので、障がい分野とも連携しまして、障がいのある人の集い場へボランティアとして参加いただくといった活躍の場の拡充にも取り組みました。

今後は、先ほどの再掲ではありますが、研修を単発で行うのではなくて体系化して実施すること、また地域人材を増やすことも検討して活躍の場を増やしていく必要があることから、国や県などの事例を参考に芦屋市における活躍の場の拡充について検討していく予定です。

続いて、課題 2 の「虐待の予防や防止、早期発見・早期支援のための体制の充実」においては、推進方針③の高齢者をはじめとした様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実の観点から、従事者向けの虐待対応研修や地域住民向けの虐待防止などの研修を行いました。地域住民向けの虐待防止、啓発研修におきましては、研修の質を一定にするためにパッケージ化に取り組みまして、民生児童委員の皆さんやシルバー人材センターの会員向けに実施をしました。

また、本日お配りしております「障がい者虐待対応マニュアル」の改訂も行いましたので、今後は研修などを行うとともに、次は高齢者の施設虐待対応マニ

アルの改訂も行う予定です。

そのほか、各機関での虐待対応から抽出された課題として、介入拒否などにおいて関わりが困難な対象者への対応が課題となっておりますので、まずは対応の視点や意識、また支援の進捗などを確認できるチェックシートの作成に着手しているところです。

最後に課題３の「制度や相談窓口の周知・啓発、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援の推進」におきましては、推進方針④の観点から、孤独・孤立の支援ハンドブックの作成や権利擁護フォーラム、出前講座を適宜実施いたしました。

また、親族後見人が日頃から相談できる仕組みがないことから、昨年度は家庭裁判所にも講師としてご協力いただきまして、新たに親族後見人向けの研修も実施いたしました。参加人数は少なかったですが、必要な仕組みではあることから、広報や開催方法など今後の実施方法について検討していきます。

また、専門職の後見人につきましては、支援を進めやすくするためにも、ほかの支援者との連携促進も重要であると考えまして、現在、状況の把握や今後の進め方などの検討に向け意見交換会の実施を考えております。

そのほか相談の多い金銭管理等の課題につきましては、まずは他市の取組事例などについて調査を行い、今後の方針を検討していく予定です。

(竹端委員長)

ありがとうございました。以上、地域福祉計画に基づいた今後の取組の方向についてご説明いただきましたが、ご質問やご意見はいかがでしょうか。では、次、報告のイについて事務局からお願いします。

#### イ 令和６年度第１回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(権利擁護支援センター 谷)

お手元の資料、事前資料２－１から３、当日資料２をご準備ください。

まず、事前資料２－１活動状況報告の１ページ目です。上段のところに専門相談の内容を書かせていただいています。当センターでは、法律職と福祉職の協働型の専門相談を実施しています。定期と臨時の二種類に分けて行っており、定期のほうは隔週火曜日、時間は午後二時という形で行っています。

ただ実際は、臨時相談の人数が多く、全５４回実施したうちの５０回が臨時相談になっています。定期の相談ですと日時や場所が福祉センターで固定になりますので、様々な事情でなかなか家から出ることが難しい方やこの日程だと難しい等、そういった相談者の方の状態があって、臨時相談の回数が多くなっています。

相談内容については、下の表に書いており、成年後見制度と債務整理の相談が多い状況になっています。

事前資料２－１の別紙１の下部に専門相談の専門職の内訳や相談者の区分の集計を載せています。また、職員、専門相談員、社会福祉士等による相談支援の件数、相談対応回数や相談経路別、相談支援内容の集計も載せております。

相談経路については、種別に「警察」があると思いますが、警察からの相談というのは全ての虐待に関するものになっています。高齢４３件、障がいのある人８件となっているものは虐待の通報相談になります。

関連して、事前資料２－１の２ページ目に虐待対応について集計しています。

見ていただくと高齢者については年々増えています。令和５年度も微増してお

り、さらに遡ってみると平成30年は、40数件でした。令和元年から一気に増えていますが、一方で、障がいのある人については、令和4年まで増えていますが、令和5年は半減しています。

こちらの分析としては、令和元年になってから件数が増えたのは、やはりコロナ禍だったということが大きく影響しているのではないかと考えています。

例えば、障がいのある人でも家族とご自宅で一緒に暮らす時間が増える中で、お互いにストレスが増えて、虐待の状況に陥ってしまったのではないのでしょうか。これは高齢者も障がいのある人も同じだと思のですが、コロナ禍が緩和されてくる中で障がいのある人は半減していますので、虐待のケースについては、障がいのある人がサービス等で外出できないということが顕著に虐待の状況に反映されたのではないかと分析しています。

また、2ページ目の下部や別紙2に虐待関連の会議についてまとめています。こちらを見ていただくと、ここ5年ほど虐待の件数が増えてきたことに伴って、通報受付日から情報共有ミーティングの会議体までの期間が長くなっているという傾向にあります。

その中でも警察通報とその他の通報というのを分けて示しています。やはり令和に入ってからここ5、6年、警察からの通報が極端に増えています。これは全国的に警察に通達が出たこともあり、いわゆる親子や夫婦喧嘩と思われるものについても、通報という形で上がってきます。その対応について、この情報共有のミーティングと、また虐待かどうか判定するコアメンバー会議というものを同時に開催するなどして取組の工夫をしています。

その中で警察からの通報については、緊急性を要するものを除くと情報共有ミーティングまでの日数がかかっている傾向が見られます。

事前資料2-1の3ページ目について、社会福祉協議会とPASネットの両方に関わる法人による後見の事業を行っています。

現在、社会福祉協議会では後見監督2件（市民後見人）を含めた4件になります。PASネットでは職員の異動などがあり、担当件数が一時減少しましたが、年度末時点では15件担当しました。そのため、後見業務の件数が令和4年度から減っています。

後見に関する相談支援については、制度説明から始まり、手続の支援、候補者の調整を行っており、今、人材バンクに登録いただいている弁護士、司法書士、社会福祉士の方に関わっていただき、延べ31件になります。

4ページでは、福祉サービス利用援助事業、日常的な金銭の管理のサービスについて記載しており、現時点でPASネット5件、社会福祉協議会54件、昨年末からすると社会福祉協議会の件数が増えています。

また、権利擁護支援者の養成・育成を昨年の9月からおよそ半年にわたって実施しました。受講者19名のうち、一般市民の方が13名、関係機関の新任の方が聴講生として6名となっています。一般市民の方で修了された12名のうち、11名の方にはさらに地域の権利擁護支援に関わる活動に携わっていただくため、人材バンクにご登録いただきました。

5ページの上の表が人材バンクに登録いただいた方の活動状況になります。

生活支援員とは、福祉サービス支援事業の支援員のことです。後見活動支援員はPASネットで導入している法人後見の支援員という形で、ご本人のご自宅に見守り訪問をしていただきます。それから介護サービス相談員、障がい者福祉施設等相談員という施設への相談員の派遣事業に関わっていただいています。また、

人材バンク登録されている方向けのフォローアップ研修の実施も行っています。

6 ページにいきまして、2) と 3) は、先ほどお伝えした相談員派遣事について、事前資料の 2-2 の裏面 3-5、3-6 に詳細の活動を記載しております。相談員の活動については、やはりコロナ禍の中、なかなか積極的に進めることができていなかったのですが、この間オンラインの活動などを経て、ようやく令和 5 年度から訪問活動を再開しています。介護サービス相談員派遣では、6 施設から始まり、今は 8 施設。障がい者福祉施設等相談員派遣では、2 施設で訪問による活動が始まりました。オンラインで実施していた当初は、ご本人との距離感が中々掴めない等がありました。ようやく訪問に戻りましたが、久しぶりの対面の活動なので、すごく緊張感が感じられたりもしましたが、その後はすぐに感覚も戻られて、充実した活動の状況が見受けられました。今後、受入れ施設数や訪問回数が増えていくことが想定されますので、引き続き、相談員を確保していく必要があります。

また、7 ページになりますが、各種研修を行っています。

(4) 終活研修については、事前資料 2-2 の、2-2 にも記載しています。令和元年度から「ろうすくーる」という形で 4 日間、終活に関するものを中心に研修をしていたのですが、令和 5 年度については単発の研修の形でエンディングノートや ACP 人生会議、地域とのつながりをテーマに実施し、21 名の方が参加されました。

(5) 親族後見人向け研修については、事前資料 2-2 の 4-1 にも記載していますが、参加者が 7 名でした。親族後見人と一言と言っても、こちらから直接アプローチする手段が限られている傾向があります。そのため、今回、親族後見人を検討している人も含める形で開催しています。参加者からは、裁判所の書記官と直接お話しする機会がないので、ざっくばらんに話せたのがよかった、実際に親族後見人されている方の話が聞けて参考になったというご意見をいただきました。

最後 8 ページについて、当日資料 2 の 2 ページ目と合わせてご覧ください。専門委員会はこれまで市長申立に関するものについて全て開催していましたが、令和 6 年度から虐待ケースに関しては原則実施、身寄りのない人などのケースについては必要に応じて実施するということになりました。

当日資料 2 の 3 ページ目の質問 3 について、和田委員から後見人がついた後の課題、関係性等を評価する仕組みはあるのかというご質問について、現在、後見人がついた後、協力体制をまとめる仕組みというものはありません。そのため、今後、そういった後見人と支援者たちがどのように連携しているか、もしくは、連携していったらいいかというところについては、この後半でお話ししますが、事業計画に上げて評価していきたいと思っています。

次に、今年度の計画について、事前資料 2-3 をご覧ください。今年度、新規で行うもの、テーマ等を変えて実施するものを色付けしています。

主立ったものは、1-4 の研修と 1-8 の関わり困難ケースのチェックシート、1-9 は、帳票集ができたので、それを活用して関係機関に研修を行うことを今年度予定しています。1-10 は今年度、作成中です。

2-2 「終活」については、一昨年度は精道と潮見の 2 地区で実施しましたので、今年度は「ろうすくーる」という形で、東山手と西山手の 2 地区で計 3 回のシリーズで 11 月に行う予定です。

3-1 は、作成しているハンドブックを活用した研修を企画中です。

4-3と4-4は新規で、後見人や支援者との連携に関する調査と、意見交換会を行いたいと思っています。権利擁護支援センターにも金銭管理のサービス・社会資源の相談が多数寄せられています。ハンドブックにも入っていますが、全国的に同じような課題を抱えていると思われます。それぞれどういった地域に合わせたサービスや社会資源を検討していくのか、調査・ヒアリングを行いたいと思っています。

当日資料2の4～5ページの事業計画に対する質疑について、安保委員から、たくさんご意見をいただいています。いわゆる専門職のネットワーク、個人で煮詰まったりするケースも見られたり、他の支援者との連携に関しては統一的なものはないので仕組みづくりに期待しているということ、親族後見人のサポートは、やはり必要だろうと思われるといった等ご意見をいただいています。

(竹端委員長)

ありがとうございました。皆さんからご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

私からお聞きしますが、後見人の話で、やはり専門職の後見人や親族後見人等の間で、後見人がされる内容については偏差、ばらつきがあると思います。現状でその差異についてはどれだけ、権利擁護支援センターで把握できているのか、できていないのか。また、後見人の質的向上については、権利擁護支援センターでどのようなことをやろうとしておられるのか、その辺りを教えてもらえますか。

(権利擁護支援センター 谷)

まず、専門職の人材バンクの場合は、登録いただいている先生のこれまでの実績や、人となりも分かっているので、一定担保はできています。

ただ、全てのケースについて我々が関わっているわけではないので、実際に家庭裁判所から選出された後見人と、支援者、家族も含めた方たちが、どういった連携を取られているのかは全く分かりません。例えば、そこをケアマネジャーの方々等に聞いてみたいとも思っています。

(竹端委員長)

高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センター、ケアマネジャー等含めて、後見人について、ケアマネジャーの松下委員から見て、ばらつき等どのように見えていますか。

(松下委員)

そうですね、後見人をつけておられる方がそんなにたくさんいらっしゃるわけではないので、権利擁護支援センターを通して後見をつけられた方もいらっしゃいますけれども、受けたときから既に後見がついていることもあるので、例えば、もう財産管理のほうに入っているということになってくると、ばらつきについては…。

(竹端委員長)

そういう偏差はなさそうですか。

(松下委員)

ご家族同士が非常に係争している場合は、本人を訪問するときに、私も同行してほしいということで、一緒に福祉施設に行くことはありましたが、それ以外は特にはないと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。税所委員、高齢者生活支援センターから見てどうですか。

(税所委員)

ばらつきと言われれば、今、松下委員がおっしゃったように、既に任意後見契約を結んでいる方も中にはいらっしゃいますし、そういった意味では、結構ばらつきというのか、必要な人が必要な支援を受けていっていると感じることも多々あります。

ただ、それと連携する仕組みが、やはり我々は持ち合わせてないので、いつもその問題で課題を感じることは多いです。

(竹端委員長)

もう少し具体的にどういうことか話してもらっていいですか。

(税所委員)

例えば、もう財産管理が入っている契約をされている方、我々でいったら、例えば、ケアプランをつくるにもそうなのですが、プランの中にそもそも後見契約されている方のお名前すら出てきてない、引き継がれていない、そんな現状も正直あります。

なので、我々としたら、利用者と関係する方々とも連携体制をつくるために地域で支えていくという仕組みがないと、利用者にとって非常によくない状況ではないかなと感じています。

(竹端委員長)

あまり後見人の側から声はかけられないですか。

(税所委員)

かけられないです。

(竹端委員長)

そちらはそちらで、後見人は後見人、ということですか。

(税所委員)

後見人は後見の仕事、ケアマネジャーはケアマネジメントの仕事で、かなり切り分けられていて、利用者もそのように認識していると思います。

(竹端委員長)

それは税所委員から見て、どこが問題点だと思いますか。それでうまく回っていればそれでいいという話なのか。

(税所委員)

個人的な意見になりますが、切り分けられている現状では、やはり我々の支援としては不十分と感じています。

例えば、入院のときです。個人的な医療の情報や、やり取りができているのかも含めて、ケアマネジャーとして知るすべが全然なくて、病院に確認したら、後見人の方にはお伝えしていますよと言われても、我々としてはそこから情報すら取ることができない、そういう問題は正直あります。

(竹端委員長)

ということは後見人が情報を握っているけれど、全然ケアマネジャー等に情報が来なくて、そこだけで勝手に判断されてしまっていて、ケアマネジャーが蚊帳の外で、後でサービスだけお願いね、みたいになってしまっているということですか。

(税所委員)

そうですね。いざ困ったときにケアマネジャーがどうしようという現状になって、あたふたするということがあると思います。

(竹端委員長)

なるほど、ありがとうございます。三芳委員、どうですか。

(三芳委員)

障がい分野では、高齢者よりは後見制度を受けているケース自体の母数が少ないとは思いますが、権利擁護支援センターを通じて後見人になっていただく先生とは、連携しやすいですが、家族が以前から知っておられる弁護士の先生等をお願いをされると、早くついてももらいたいけれど、やったことがないからということで、すごく時間がかかって、なかなか後見人がついていただけない。そうこうしているうちに、状況が変わってしまい、ハラハラすることが時々あります。

また、やはり先生によって考え方が違うことで、福祉職がすごく頑張らざるを得ないというところがあり、例えば財産に関する情報しか見ませんよ、というところがあって、そこはもう少し寄り添ってほしいと思います。そういった福祉的な視点が不足されておられるのかなと感じることが時々あります。

(竹端委員長)

なるほど。長城先生、いかがですか。

(長城副委員長)

はい、後見人として、大変皆さんにもお世話になっており、いろいろな事例が頭には浮かびます。連携の話は特にですが、入口がいろいろあります。やはり後見人を選任される方は、財産管理が一番重要な問題で、そこについて何らかの理由で入ってきて、ケアの問題等は、あまり関わらないまま導入され、そのまま進んでしまうケースもありますし、もちろん虐待対応や権利擁護支援センターでの相談から入ってきたような事案では、基本的には財産は一つの要素にすぎず、全体的なケアの中の位置づけとして後見制度が入ってくるという形で関わります。やはり任意後見や財産管理をメインにスタートして、市役所や権利擁護支援センター等の福祉分野との連携がないままにスタートした事案というのは、確かにアプローチが分からない後見人も結構いるようです。私は幸いにして知っているのも、全然関係がないケースであっても、「教えてください」と電話するぐらいのことはできますが、そういうルートを持ってない専門職は、やはり自分が最低限しないといけない財産管理が法律上の最低限の義務なので、そこを頑張ることで尽きてしまうケースが多いように思います。

私も専門職としては、権利擁護支援センターや福祉職の方との連携をしていかないと、どうしても困ることが出てくるので、それを常日頃意識するような場や仕組みが欲しいなと思います。自分でいろいろなところにアプローチしていきませんが、仕組みとしてあればいいなと思いますし、他の分野に比べると、後見分野というのは経験交流や他職種の人たちとの懇談会のようなものが、専門職の立場から見て、少ないのかなと思っているので、そこも意識して、今後何かそのような場ができてくれたらありがたいと思います。

(竹端委員長)

長城先生に質問ですが、それでは、例えば、後見人と後見業務に関わる専門職が集まった意見交換会や、経験交流会のようなものを、例えば、市や権利擁護支援センター主催で実施すると、それはダイレクトに届く人には届くし、役立ちそうでしょうか。

(長城副委員長)

そうですね。

(竹端委員長)

谷センター長、イメージしているのは、大体そういうことですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

まさにそういうところです。

(竹端委員長)

今年度、実際にやってみられる予定ですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

まずは、実情を知りたいと思っています。連携をどのようにしていくのか、そもそも連携していないのかという話なども含めて調査した上で、何か話ができる場が持てたらいいなと思っています。

(竹端委員長)

調査したら、それだけで3か月、4か月遅れるような気がするので、まずプロポーザルの何か、モデル事業的に知っている人から声をかけて、茶話会のようなものを作って、その中で意見交換をしながらニーズ調査も含めてやって、そのニーズ調査を少し膨らまして、今年度末ぐらいに一度大きいものをやるみたいな、段階的にやられた方がいいのかもしれない。長城先生も、多分、何人も思い浮かべる後見人がいらっしゃるでしょうし、この委員会メンバーだけでも思い浮かぶ人がいると思うので、小さくやってみられるというのはいかがでしょうか。

(権利擁護支援センター長 谷)

ありがとうございます。

(竹端委員長)

では、私から、資料2-1の別紙2の「通報受付日から情報共有ミーティングまでの日数一覧」について質問ですが、「48時間以内」が約20人以下というのは、大体そのような感じで、「3日から7日」までの数を足しても、約20～30人、数的に増えたり減ったりしても、概ね20人から30数人であり、平成26年から令和5年まで変わらないように見えています。ということは、虐待通報件数は増えているけれども、深刻な虐待の数はそれほど変わらず、そうではないものが増えているという理解でよろしいですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

そこに関連するデータとして2ページ目の通報件数と認定率があります。認定率は虐待ありと判断したのですが、これを見ていただくと通報件数は増えていますが、認定率は横ばいか減少しており、まさに今、先生がおっしゃった内容で、通報件数は増えているけれども、警察通報、いわゆる虐待と認定されないケースが増えたことが一つ要因かと思います。

(竹端委員長)

それに関連して質問ですが、通報件数が増えることによって業務過多になって大変になっているのか、ある程度受けることによって、予防的に関わることができてよくなったのか、その辺りはどうですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

両方あります。業務過多はもちろんあります。そのため、途中でお話しした情報共有ミーティングとコアメンバー会議という原則的には段階的にする会議を二つ一緒に行ったりしています。予防というのもまさにそうで、そのときはそうではないけど、今後は虐待になっていくのではないかというものがそこで見えるので、虐待としては認定しないけれども、モニタリングで関わり、注視していくことができるのは利点かと思います。

(竹端委員長)

モニタリングでは、具体的にどのようにやっておられるのか教えてもらえます

か。

（権利擁護支援センター長 谷）

高齢者生活支援センターで見守り訪問をしていただくだとか、相談窓口をこちらからお伝えしておくとか、関われる糸口を事前に作っておくことができるかなと思います。

（竹端委員長）

ありがとうございました。他に御質問や御意見いかがですか。どうぞ、松下委員。

（松下委員）

後見人がついている方で、後見人と家族の関係性が非常に悪く、その間に挟まれて、でも利用者の状態はどんどん悪くなって、最終的には何とかかなりましたが、後見人は一度ついたらやめられないという難しさというか、これは一体どこに言っていたらいいのでしょうか。

本人は認知症で、状態が悪くなって、虐待をしていた娘が、最後はどうしても引き取りたいと言われるけれども、後見人は、虐待の可能性があるので駄目だと。何で他人の親の最後の死に目に、そんな権限があるのか、親族でもないのにと、もめることがあります。とそういう時はどうしたらよいのか。

（長城副委員長）

まあまあ見られる場面なのかなと思います。親族の方と後見人は、そういうケースでは恐らく分かり合えないまま終わるのかなというのが残念な運命なのかなと思います。もちろん家族の再統合が可能な事案で、それを後見人の判断だけで阻むということはないと思うので、再統合が可能な事情が出てきているので改めて再考してくれないかと相談を受ければ、門前払いすることは、後見人としてはないと思います。

ただ、個人攻撃されたり、うまくコミュニケーションできないケースもあるかもしれないと思います。どうしても納得がいかないケースで、よく親族の方に御案内するのは、後見人も、専門職後見人も、家庭裁判所の監督を受けて家庭裁判所に方針相談してやっているということになっているので、場合によっては、親族から家庭裁判所に相談を持ちかけてもらって、看取りの時期であれば、違う対応もあり得るのではないかとという相談をされる中で、家庭裁判所、後見人、親族でミーティングの場を設けて解決する例もあると聞いたことはあります。

結局、仲裁的なことになるとと思いますが、虐待事案の場合は、そういうケースはあると思います。

（竹端委員長）

先ほどの、後見人等がおしゃべりできる、経験交換ができるような場というのは、実はケアマネジャーにも開かれていると、もめたときにどうするか、家庭裁判所に相談したらいいとか、何かそういうことも含めたことができると、対応しやすくなったり、板挟みにならなくて済むという意味では、そのような経験交換は大事かもしれないですね。

（長城副委員長）

私も思うのは、後見、保佐、補助に選任された後見人だけの集まりではなくて、福祉職やセンターの方々との交流が必要だと思います。

（竹端委員長）

もっと言えば、そこで得た一般的知識については整理し、例えば、何か困ったときに、それを見たら分かるようなものや、「後見人はせめてこれぐらいのこと

はやらないといけない」とか、「こういうときはこう判断したらいい」のようなものがあると、松下委員がおっしゃった「もやもや」というのは、少し解消できるかもしれないですね。その他、皆さん、いかがでしょうか。

(長城副委員長)

事前資料 2-1 の 1 ページ目で、定期相談に対して臨時相談がとても多いという問題です。私も経験上、定期相談は年度の最初ぐらいに 1 年間のスケジュール調整の連絡が来て、幾つか担当可能な日をお返事した上で、担当する日を指定いただいて、その日は空けてお待ちしますが、キャンセルになることが多いです。臨時相談は、すごくよく稼働している。これは弁護士会の相談も同じですが、箱物の相談に「ここでやっているから来てください」といっても、なかなか来てくれない時代になっているのかなと思います。どちらが原則で、どちらが例外なのかよく分からなくなっている気がします。

もちろん定期相談のような、センターで相談を受けることができるという制度は必要だと思いますが、自由度の高い臨時相談の方が原則になっているのかなという気がして、今後の相談の制度というか、枠組みの作り方については、議論してもいいのかなと思いました。

(権利擁護支援センター長 谷)

今は隔週で実施していますが、毎週実施していたときもあります。毎週実施しても、なかなか利用されなかったもので、今は、隔週で行っているところです。

それでも、このような回数なのです。専門相談を実施している中で、相談者のニーズに合わせる形で行ってきましてのが、こういう状況なので、今おっしゃっていただいたように、名前は定期、臨時だけど、実際の枠組みをどのようにしたらいいのか、検討させていただきたいと思います。

(竹端委員長)

定期相談に人件費等がかかっているわけですね。

(権利擁護支援センター長 谷)

そうです。来ていただく法律職の方、福祉職の方にも報酬が発生します。

(竹端委員長)

場合によっては、臨時相談をメインにしてしまえば、そちらの方に振り分けることも不可能ではないという話ですね。

(権利擁護支援センター長 谷)

そうですね。定期相談という名前で隔週やっていますが、臨時相談も込みのような形です。

(竹端委員長)

要は、随時相談のというか、随時、相談に応じるという方が実質的かもしれないという話ですね。

(権利擁護支援センター長 谷)

現状には、その方が合っているかもしれません。

(竹端委員長)

要は、来ていただいてもすることがないという状態よりは、原則、随時にして、その時に、きちんと確保できる予算を持っておく方がいいのかと、データを見ていたらと思いますが、その辺りどうでしょうか。

(権利擁護支援センター長 谷)

地域福祉課とも相談しながら、どういう枠組みでするのか、検討していきたいと思います。

## (2) 協 議

ア 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」の活用等、権利擁護に係る研修について

(竹端委員長)

では、議事２の協議にいきます。「ア孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブックの活用等、権利擁護に係る研修について」事務局から御説明をお願いします。

(地域福祉課 知北)

今回のこの議事の内容を説明させていただく上で、令和５年度末をもって作成が完了している２つのハンドブックとマニュアルについて御報告いたします。

一つ目は、当日資料として配付しております「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」でございます。本ハンドブックは、このシステム推進委員会でも御意見をいただきまして、作成したものになりますが、製本されたものが届きましたので、委員の皆様にお配りしております。なお、関係機関にも先日、完成について周知しております。このハンドブックについては、今後どう活用をし、活かしたものにしていくのかという点が今後の課題になると認識しております。

二つ目は、「障がい者虐待対応マニュアルの帳票集」です。昨年の委員会にて御意見をいただき、最終修正したものを配付しております。修正点等につきましては、障がい福祉課の担当より御報告いただきます。

(障がい福祉課 木村)

お手元にお配りしております「障がい者虐待対応マニュアル帳票集」になります。前回、委員会でいただいた御意見を基に、修正を加えておりますので、御報告させていただきます。

まず、修正をしているのが構成についてです。このマニュアルには大きく分けて、架空の事例を時系列で追いながら、帳票の記入例を具体的に示している章、あと調査の書き方を説明している章の２つのパートに分けております。当初は事例に関する章を後回しにしておりました。特に事例の章では、支援者がこれまで対応してきた事案を基に事例を作成し、支援の視点、対応の経過におけるポイントなどを具体的に理解できる解説などに対して力を入れて作成しましたので、ぜひ最初に読み込んでもらいたいという思いから、構成を前後入れ替えて作成し直しております。

また、委員長よりいただいた御意見で、「はじめに」についても、虐待対応の経験が少ない支援者にも、ベテランの人の経験とか、力量を引き継げるように、特に事例の章をしっかりと読んでほしいという思いが伝わるような文章に修正しております。

完成した冊子を既に障がい基幹相談支援センターや障がい相談、権利擁護支援センターには、お渡ししており、今後は、それをどう活用していくかが課題と考えておりますので、関係機関と相談しながら実施してまいりたいと思います。

(地域福祉課 知北)

２つの完成物を踏まえて、事前資料３について説明させていただきます。

「研修の体系化に向けて必要と考えている取組や視点」とさせていただいております。

現状と問題意識を1に記載しておりますが、芦屋市の福祉関係部署に携わる行政職員及び高齢者や障がいのある人などの支援に携わる職員は、各機関や個人的に必要なと思われる研修に参加をし、知識を得ています。権利擁護においては、行政や専門機関の初任者向け研修は固定化して毎日実施しておりますが、その他の研修は、その時々状況やニーズに応じて実施していることから、一貫性をもって必要な知識を習得できるような体系にはなっておりません。経験年数や所属機関別に習得すべき知識、他機関で実施しているもの、また本市独自に実施する必要があるものを整理した上で、体系的に研修を実施、そして、受講できる体制を整備する必要があると考えております。

2の研修体系化に向けて必要と考えている取組や視点について、(1)権利擁護として習得を望む内容の整理・確立として、4点目的としてこれまでやっていることを書いております。「ア、権利擁護の考え方の浸透及び醸成」、「イ、本人の意思決定に基づいたチーム支援ができるように」、「ウ、芦屋市の虐待対応への理解、早期発見・対応ができるように」、「エ、虐待防止の推進」です。この4つ以外でも、権利擁護の視点があれば、後ほど御意見を賜りたいと考えております。

(2)現在の研修受講状況等の整理分析についてですが、一つ目、①各専門機関において受講している研修の状況の確認や整理において、各専門機関が何を「ねらい」として研修を受講しているのか、また、これまでの研修の受講状況を把握し、それぞれの強み、苦手分野、ニーズ等を整理する必要があると考えております。これにつきましては、現時点で高齢者生活支援センターへの聞き取り調査を実施しており、引き続き関係専門機関の状況を確認する予定でございます。

二つ目は、②相談支援において習得が望まれる内容や知識の習得時期の整理です。例えば、習得が望まれるものとしましては、権利擁護支援の基本的な考え方や、相談・支援の基本、各分野における対象者の理解、また、社会保障制度等の基本的知識と思っております。また、1年目の職員や、2年目の職員など働き始めてからの年次によって見えてくるものや、困難に感じてくるものも変わってくると考えています。そのため、これらの内容をどの時期に研修を受けられる体制にし、習得できるようにするのがよいのかについても、検討する必要があるのではないかと考えております。

三つ目は、権利擁護支援として行う研修と各専門分野で行う研修の整理です。各分野で行う研修や、既に外部で研修しているものもあるかと思しますので、先ほど①②の情報整理を基に、市として権利擁護支援に必要な研修を整理していくことが必要であると考えております。

(3)関係者間のネットワークづくり、関係性の構築については、主には研修を行う上で整理すべきことに記載しておりましたが、そもそも土台として、全ての知識を習得していなくても相談先を知っている、また関係性があることで支援の協働により対応できることもあることから、関係者間のネットワークづくりや、関係性の構築も同時に進めていくことが大切ではないかと思っております。

また、重層的支援体制整備事業における多機関協働の考え方とも重複するため、双方の視点から、ネットワークづくりに寄与する研修企画を検討していきたいとも思っています。

3、その他としまして、研修には先ほど御紹介しました「孤独・孤立による支援ハンドブック」や、「障がい者虐待対応マニュアル」をはじめとした既存のマニュアル等の活用を意識し、ハンドブックやマニュアルを身近なものとして活用

できるように工夫したいと考えています。

本日は権利擁護にまつわる研修について、各機関の課題なども含めて御意見をいただきたいと考えています。説明は以上です。

（竹端委員長）

ありがとうございます。今、事務局から御説明いただいたことについて、皆さん、いかがでしょうか。多分、いろいろなレベル感があるような気がしています。例えば、この「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」は、専門職だけではなくて、民生委員向けの研修等でも、全部ではなくて、その一部をお伝えするということが大事なタイプのマニュアルだと思いますが、一方、この「障がい者虐待対応マニュアル」は、かなりレベルが高く、込み入った内容になっているので、専門職にしっかりやるみたいな形で、レベル感がいろいろと違うと思いますが、今回のこの体系化の中では、多様な人に向けた、多様な研修の全体像を、ある程度、体系化していきたいという事務局の御意向でしょうか。その辺はいかがですか。

（地域福祉課 吉川）

今、言っていただきましたように多様な人に向けて必要な部分の体系化もそうですが、やはり専門機関で働く専門職の出入りが多かったり、芦屋市での経験が少ないという方も、一定割合いらっしゃると思いますので、専門職に向けては、より体系的に、何年目にはこういう知識を持っておいてほしいであるとか、目安を持って研修を組み立てることができたらと思っていますところです。

（竹端委員長）

なるほど、ありがとうございます。その上で、現時点で高齢者生活支援センターへの聞き取り調査をやっているということでしたが、聞き取りから見てきたことも、分かる範囲で教えていただいてよろしいですか。

（地域福祉課 知北）

一つは、1年目からの初任者に向けた研修は、高齢者生活支援センター内や芦屋市内でなくても県下で行っているの、芦屋市が実施しなくても既存にあるということが、まず見えてきたことです。このことから、必ずしも全てにおいて、芦屋市内で実施しないといけないというわけではないということも考えられるところでした。

二つ目が、地域性があり、市内においても地域によって知りたい知識や、より必要である知識が変わってくるという点です。特に生活保護の知識は、特定の地域では、もっと知っておきたいという声もありました。

また、ニーズとしては、ポイントを絞った実務に即した研修が求められていました。特に精神障がいのある方の意思決定支援や、成年後見制度の後見人が選任された後の細かい報酬や実務の内容について、もっと知りたいという御意見がありましたので、定期でするだけではなく、その時々タイムリーな話題となっているものも取り上げていく必要があるというのは見てきたところでございます。

（竹端委員長）

なるほど、ありがとうございます。実際に、ケアマネジャーの皆さんにとって、どの程度のことをある程度知っていると言えるのかとか、例えば、「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」のようなものも、基本的にこういう内容は、あまりケアマネジャーは知らない可能性が高いのかとか、初任者向け研修はやっているけど、現任者向けのOJTみたいなものが必要なのかとか、その辺りいかがでしょうか。

(松下委員)

実は、ケアマネジャーも、ケアマネジャーに限らずですが、実力には、かなりばらつきはあります。

最近、特に感じるのは、ケアマネジャーだけではなく、ヘルパー等、支援者の人材不足です。ケアマネジャー友の会でもスキルアップのために研修等は定期的に行ってはいますが、やはり参加する方々は、ある程度決まってきました。また、ヘルパーの事業所や、ケアマネジャーの事業所に会社独自のマイルールのようなものがあります。

例えば、「介護サービスを入れます」というときにグレーゾーンがあると思いますが、ケアマネジャーや支援者が担当者会議等で必要だと認められれば、入れられるはずですが、「家族がいたら、このサービスは駄目です」と、それが当たり前のように思っているケアマネジャーがいたり、それを事業所自体がマニュアル化していたり。

金銭管理のこともそうです。例えば、金銭管理は基本的には福祉職は関わりませんが、現金をもらって振込書を持ったら振り込めないことはないですが、事業所によっては、「できません」というところや、やってくれるところもあったり。そういうグレーなところを行政から、「こういう場合はできますよ」等の指針をつくってもらった方が、経験がない人でも分かりやすいと思います。

(竹端委員長)

つまり、本来ケアマネジャーとして、これぐらいの資質が欲しいなと思うことよりも、会社のルールが上位にきてしまっていて、会社のルールに則らないことはしないというような、標準化された対応になってしまうことによって、利用者が不利益を得ている可能性があるのではないかとということを危惧しておられるという理解でよろしいですか。

(松下委員)

それは仕方ないことかもしれませんが、そういう感じにはなっているなというのがあり、困難な事例は皆さん敬遠します。

(竹端委員長)

なるほど、そういうことをすると、結果的に美味しいところ取りをして、面倒なケースが敬遠されてしまうというようになりかねないということですね。

(松下委員)

いわゆる御用聞きケアですね。だから、本来は中立の立場で、そのそれぞれのニーズに従って自立支援を目指すものではありませんが、あまりそれが機能せずに、ただ帳票を作ったりするだけになってしまっているというのが、やはりもう人材不足なのか、そういうのが増えてきたのは、少し危惧しています。

(竹端委員長)

つまり、研修を通じて、そのようなところの底上げもしなければ、回らないという感じですね。

(松下委員)

はい。管理者とかではなく、その下にいる新しいケアマネジャーさんとかを事業所を超えてフォローできる体制があればいいなとは思いますが、なかなかそこまで皆さん出てこないというか、知らないのではないかと思います。こういうのを配っても、管理者のところで止まっているかもしれないというのがあるのかなと思います。

(竹端委員長)

つまり、管理者で止まらず、その下のところにどうリーチするのが一番大きな課題ではないかということですね。

(長城副委員長)

この話は、芦屋市の福祉関係部署に関わる行政職員や専門機関の職員の研修の話ということでいいですね。若干ずれる話ですが、そういう方々に対して行政職員や高齢者生活支援センター、専門機関の職員が、ガイドライン的なものを示して指導ができるようになってほしいというお話で理解すればいいですか。

(竹端委員長)

ありがとうございます。税所委員、いかがですか。

(税所委員)

レベル的に初任者がどうかという議論が出ていたと思いますが、福祉職としてケアマネジャーであれば、ケアマネジメントだけやるみたいなのところに、やはり管理的になると、どうしても介護職なので介護の仕事だけが仕事ですみたいになりがちなところはあります。

特に権利擁護等の考え方という、福祉職として入ってから、権利擁護の視点、権利擁護の考え方の浸透及び醸成というのは、引き続きずっとやるべきことなのかなと思っています。高齢者生活支援センターの人材不足、そこにかかる時間がない、さらには、たくさんの業務、事業をやっている中で、それに対しての最低限の知識を取得するための研修が増えるというような悪循環の中で、さらにどんどん増えていくのも正直、厳しいとは思いますが、より効果的に、この辺の権利擁護の視点のような、福祉職としての感性を磨いていく研修はずっと必要なのかなと思います。

一方では、特に初任者に関しては、知識として習得しないといけないのはたくさんありますので、それはそれで体系的に、できたら行政とかでパッケージングしてもらって、そこへ参加させてもらえるみたいな仕組みがあると、なおいいのかなと思っています。

(竹端委員長)

なるほど、ありがとうございます。三芳委員、お願いします。

(三芳委員)

研修というところでは、私自身三つありまして、1点目が、私は、基幹相談ではありますが、社会福祉協議会の人間でもあり、その障がい部門のほうの管理者をしておりますので、社会福祉協議会の障がい部門としての研修をどう考えるのかと、体系化というところは、ちょうど今考えていっているところです。

2点目が、基幹相談として、人材育成という大きな機能がございますので、そこでも年間、研修を企画しており、そこでは虐待防止という観点と、事例検討でスキルアップをしていくというところと、皆さんが今、タイムリーに何を求めているのかというところでの研修企画をさせていただいております。

権利擁護では、常々、谷センター長ともどのような研修を企画していくのか、今のブームではなくて、これまでの流れをずっと考えながらやっていこうと、今年度は9月に、どうしたら虐待が発生しないのかという管理者向けにやっていこうと、前権利擁護支援センター長に御登壇いただこうとお話ししています。また、障がい者虐待対応マニュアルができたので、障がい福祉課や、基幹相談、権利擁護支援センターと一緒に、専門職向けにやっていこうと。今回このハンドブックに関しましては、この中の意思決定支援というところが重要なところで、いずれまた一緒に企画をしていこうと考えているところです。体系化は非常にありがた

いと思っておりますので、ぜひ一緒にできたらと思っております。

(竹端委員長)

ありがとうございます。事前資料3の2番の(1)これまでの研修の目的としていることに、アイウエの四つのことが書かれています。民生委員の皆さんには、権利擁護の考え方の浸透だとか、本人の意思決定というのは、学ばれたり、研修を受ける機会はあるのでしょうか。

(宮田委員)

民生委員は月1回定例会をして、いろいろな連絡事項を上げて、毎回研修を入れています。広い視野で最近のアップデートというか、例えば、ヤングケアラーや発達障がい、子どもたちの発達障がいやセクシュアリティのこと、割と広い範囲で研修しています。そのため、問題を聞いたときのつなぐ先、どの機関につないだらいいのか、そのようなことも含めて、多彩な研修をやっていますが、知識として入ってきて、こうなんだと分かるのですが、実際、僕自身も民生委員ですが、結局、地域のおじさんです。一緒に住民のおじさんなのです。その視点で、ものを見ているので、要は、高齢者の方とか、小さい子どもを育てるお母さんと話をする中で、「ちょっと困ってるんです」という、そういう生の声を聞いたときに、どうつないでいくかとか、そういうことは、一番、僕らとして大事にしていけないといけないことなので、いろいろ難しい問題を研修します。実際、余計に難しいということで、民生委員自身がガチガチに、なりたての人は特に、気の毒なぐらい真面目に考えられるし、だから、こういうことの研修は大事なことになるので、ただ僕らとしては、住民の人と同じ視点で見る感性を持ちながらやっていけないといけないので、難しいです。

(竹端委員長)

実は今おっしゃっていることは、事前資料3の(3)の関係者間のネットワークづくり、関係性の構築というところで、全ての知識を習得していなくても相談先を知っている関係性があることで、支援の協働により対応できることもあるから、関係者間のネットワークづくり、関係性の構築も必要って書いてありますが、宮田委員の話を聞いて、伺いたかったのは、何か相談先を知っているとか、関係性があるというのは、民生委員さんの中にも結構あるのか、その部分はまだ弱いのか、特に新人の方が多いのかというのは、どうなのでしょう。

(宮田委員)

民生委員は小学校ブロックで分かれていて、そこでいろんな民生委員や福祉委員さんと一緒に会合しています。今、民生委員も入れ替わりの時期でベテランの人がどんどん定年になっていく、新しい人も埋まらず欠員もあります。そんな時期で、ハラハラ、ドキドキでやっている方もおられるし、そういうことが相談しやすい民生委員の横の仲間づくりというか、心配なことが出てきたときには、社会福祉協議会さんに相談してみたらとか、役所に相談してみようとか、そういう話が民生委員の中でできるようにしていけないのかなと思います。実際そうしていますが。

(竹端委員長)

なるほど、ありがとうございました。

他に、今回の研修の体系化について皆さん御意見とか、御質問とかいかがですか。

押場委員、いかがでしょうか。

(押場委員)

事前資料3の裏面のネットワークとか、相談先を知っているというのは、すごく大事なことで、今、保健師の採用が増えている時期で新任期がいっぱいというところと、ベテランであっても部署が違くと全然やっている分野が違うので、全く何のことだかわからず法律から勉強していくような感じになったりするので、昨年度から新任者向けの地域福祉課で開催されている行政等の権利擁護研修に参加させていただいたりしています。やはり相談先を知るにも、どんなことをされているのかというのを知らないことには、専門職としてどうつないだらいいかも、全く思いも浮かばないので、双方が開催している研修に参加させていただいたり、保健師間は、保健センターと保健所とで、事業に参加してもいいよというような形で相互体験研修というのをやっていますが、そういう形で専門職の関係機関同士で開かれていくというのは、大事だと感じています。

(竹端委員長)

なるほど。以前は、精神や難病は保健所に行くとかありましたが、最近の保健所と市のすみ分けは、どうなっているのですか。

(押場委員)

警察官通報とか、自傷、他害の恐れがあると、法的に保健所が担当することにはなりますが、障がいのいろいろな窓口があり、障がい福祉課や基幹相談、計画相談、各事業所というような形で、受皿がたくさんできていますし、もう身近な相談先として、障がいかもしれないというような方の相談もいろいろなところで受けていきましようということが法律にも明記されているので、より連携が必要というか、線引きができないところで、いろいろなところが関わっている形にはなるので。

(竹端委員長)

高齢者生活支援センターへの聞き取りの中で、やはり精神障がいのある人の支援というところにニーズがある、また精神だけでなく、ごみ屋敷やグレーゾーンのような話について、どのようにするのか、ある程度、連携しながら研修していないかと思いますが、保健所さんが持っておられる知識と市の側のものが、うまくつながってやれているのだろうか、その辺りはいかがですか。

(地域福祉課 吉川)

そうですね、先ほどもおっしゃったように、相談窓口が様々にあって、関わっておられるところが様々になる中で、保健所とこれまでの関係性のような強さで関わり続けているわけではないので、どうしても薄まってきているっていうのは事実かなと思います。

ただ、警察官通報や事例によっては、一緒にさせていただくことで、保健所の動きをそこで知ることにはありますので、そういう意味では、今は現場での事例を通じて双方で役割を認識し合っているようなことがあります。例えば、研修をするときには、保健所が持っておられる知識であるとか、通常の業務を知ることとも含まれることが大切になってくるのかなと思います。昨今の精神の方への対応で苦慮されている支援者の状況に関しては、そういうところもあるということも、御存じのない方もいらっしゃるかもしれないなと改めて思いました。

(竹端委員長)

多問題家族の話とか、知っている人は知っているけど、知らない人は全く知らないみたいなことについて、やはり市の主催の研修で保健所の人と一緒に共催でやってくれたりしながら、何かそういうことをやっていくみたいなことも、セクショナリズムの壁を越えてやるということが、体系化の中ですごく大事なところ

ろになってくると思うので、その辺り、論点かもしれないですね。ありがとうございます。

小野委員、いかがですか。

(小野委員)

すごく分かりやすいお話だったと感じています。後見人のところで、ケアマネジャーと後見人との情報共有というのが、なかなかうまくいかないというのは、よくある話というか、私も福祉の活動をしていて、相談の中で、どこに後見人さんを頼んだらいいのか等の話が出ますが、先生がおっしゃっていた意見交流会というか、そういう連絡会を持たれて、そこで整理されたものが、もし可能であれば一般向けのハンドブックのような形になって、市民が利用できるようになると、一般市民として活動している私たちも大きな助けになるかなと思います。最低ここだけを知っていれば何かヒントになって頼れる、つながれるところに連絡できるのではないかとということが実は大事なのではないかなと、全ての知識を習得するというのは、私たちにも限界がある、それを知らなくても、相談できる場所があれば、そこにつないで一緒に教えてもらえるということは、先ほどの民生委員さんのお話にも、浅く広く知っていても、それをその場でピンポイントにできなくても、相談できればつながれるかなと感じました。

(竹端委員長)

なるほど、ありがとうございます。その他、皆さん、いかがでしょうか。

山川委員に伺いますが、社会福祉協議会がやっている研修と、行政がする研修をどのように連動させていけばいいのだろうかみたいなことはいかがでしょうか。

(山川委員)

お互いが知識として知っておくべきだということについては、情報提供し参加を促したりということは、やらせていただいているので、その辺りは必要に応じて、できていると思います。

研修の話について、そもそも論ですが、福祉人材がなかなか入ってこない、多分どこもそうですが、中間のいわゆる一番知識をつけてもらいたい、段階的にやったとしてもステップ3、4までを習得して離職したり、その前に離職してしまうということが十分にあり得る。いわゆる知識がつき切っていないと考えたときに、段階的にやるというのが、多分、行政が考える場合は、テーマをこれに決めて、今年度はこれ、これと、何年か計画でやって、それはいいと思いますが、事業所の職員が受けるときには、もう少し盛った形で、何回か分けてしまうとなかなか続きにくい、受けにくいということが出てくると思うので、その辺りの調整は必要になってくると、いろいろお聞きする中で思いました。

(竹端委員長)

なるほど。山川委員の今の話は大事なので、もう少し聞かせていただきたいですが。

つまり、離職する前に受けておけば、離職しないかもしれないという、もう少しその手前の部分を丁寧にやる研修の方が燃え尽きずにスキルアップするためにも大事だという、そういう感じでしょうか。

(山川委員)

多分、お金とかいろいろなことありますが、やはり自分の今やっていることが楽しいと思えるとか、深められる、ということの一助として研修があって。この社会福祉協議会で、いろいろやらせていただくと、なかなか研修は限られており、専門職に受けていただく研修でも、一般的な研修と専門的な研修、専門的

でも、その人に合った専門的な研修と、広く福祉職の世界で知っておくべき研修等、幾つか種類があって、その優劣は、なかなか分からない状態で、そのときに、こういうことをやって、こういうことを知ってもらい、それも広くいろいろな方に知ってもらいというのをどのようにしたらいいかというところで、集合型もありでしょうし、一つは、オンラインのような形でアーカイブで見られるようにして、知識を得る状況をつくってあげる。後、やる、やらないは、会社の責任であって、個人の責任であるのかなと思うので、やり方を工夫する中で、底上げとか、自分の職への愛着というのをつけていかなければいけないかなと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。昨年、西宮市の権利擁護支援センターに頼まれて、ケアマネジャーさんや相談支援専門員を対象として、アセスメントに関する「もやもや」対話のようなことやりました。要は、困難事例に関して「もやもや」することはいっぱいあって、それを一人で抱えていると燃え尽きたり、離職につながる。そのことについて、もやもやしゃべってみようよみたいな、実は最初、名古屋市の高齢者生活支援センターに頼まれて実施すると、とても好評で、西宮市でもやってほしいと言われ昨年実施しました。そこでしゃべると、私の話は前座で、この前座の話、早く終わってよ、いっぱいしゃべりたいみたいな人がたくさんおられました。

なので、もしかしたら権利擁護も一方的に知識を与えるのではなくて、現場でもやもやしていること、先ほどの後見人の情報交換会は、多分そういうことだと思います。同じ悩みや経験をしている人がもやもやすることを、もやもやと対話しながら、共有できるような場、権利擁護の知識や考え方の浸透とか、醸成とか、本人の意思決定に基づいたチーム支援ができるだけでなく、支援者のもやもやにも対応し、支援者が継続して働き続けられる、それがひいては権利擁護につながるようなものがあるかもしれない。そういう研修は芦屋でありますか。あまりないでしょうか。

(税所委員)

先ほどの話の中で、現場のスタッフも我々もそうですが、経験を積んでも今さら聞けないシリーズがどうしてもあって、そういうのも、このもやもやしたところの中に織り込んでいかないと、中堅ぐらいでそれこそ。

(竹端委員長)

5年やっているから知っているという話ではないですからね。

(税所委員)

ケアマネジャーも経験があるとはいえ、権利擁護の相談を受けると、若干ハードルが高くて、少しどきっとなります。

やはりそういうところも、法律職の先生も含めた交流会等で、気軽に話ができる機会をつくっていったらいいのかなと思っています。

(長城副委員長)

「今さら聞けない」は、弁護士も一緒に、私もそういうことがあり、それを聞けるのが能力だぞと自分の上司の弁護士から指導されたことがあるので、今でも恥ずかしげもなく、いろんなところに電話して尋ねますが、なかなか難しいこともあると思います。その時は研修材料のアーカイブは有益です。初級編でも、自分のデスクで見ると分には堂々と見られます。先日もある分野の基本的な研修をひそかに2時間ぐらいかけて受け、知識を補充したばかりの弁護士でございます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。そういう意味で言うと、「基本の基」のようなものを1年目だけでなく、何年目であってもアップデートしながら学び直すようなことが、もっと言うと、10年選手であっても、20年選手であっても、受けたかったら受けてもいいよみたいなことを書いておくと、案外、経験者でも受けてくださるかもしれないですね。研修部分を録画してユーチューブに出しておく形でシェアすると、後でこっそり見てくれる人もいるかもしれないですね。なるほど、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。山田委員いかがでしょうか。

(山田委員)

ありがとうございます。芦屋市はとても狭い地域なので、顔の見える関係というのは大変つくりやすいのかなと思っていましたが、今日のお話を聞き、専門職員も、日頃、顔の见えない人たちは、意外に情報交換はできないというところがあるというのが、今日の気づきでした。また、研修については、アーカイブとか、福祉専門職ではなく、我々、芦屋市の職員研修も研修体系等を考えて、何年目の職員は「これ」というようなことがあるので、そういうのは大事なことだと思いましたが、自主的に受ける研修について、「この人に受けてほしい」と思う人に受けていただけないという現状もありますので、等しく受けられるような仕組みづくりができればいいのかなと思いました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。やはり一定程度の質を上げていくと、「これは知っていないとまずいな」となりますが、恐らくまだ「知っていないとまずいな」にならないという話だから、そこを「知っていないとまずいな」レベルを上げていくには、どうしたらいいのかという話だと思いますね。

行政であれば重層的支援をこれからやっていくに当たって、重層的支援で必要な課題が、この権利擁護の研修の中にもかなりあるはずで、そこをどう紐づけて行政の人も一緒に学んでもらえるのか、それは行政といっても芦屋市だけではなく、保健所の人とも一緒に学ぶことによって、より実質的な連携になり、単に研修の体系化だけではなく、関係者間のネットワークづくりを意識した研修の体系化のような形で紐づけていくと、より意味や価値のあるものになると思います。

これは事務局である程度「案」を考えるのか、委員の皆さんの力が必要なのか、その辺りはどうですか。

(地域福祉課 吉川)

ありがとうございます。一旦、現状の洗い出しに関しては、事務局でできればと思っています。ただ、ここから先、求められているものを体系づけていく際には、やはり当事者といいますか、それぞれの専門職の方のお力は必要と考えています。

(竹端委員長)

では、ここにおられる4人ぐらいでプロジェクトチームをつくっていくという感じですか。

(地域福祉課 吉川)

しかるべきタイミングでお願いして、一緒に考えさせていただけたらと思っています。事務局としては、研修の機会を通じて関係性の構築やネットワークづくりが併せてできたらなと思っていますので、その場をどのようにつくっていくのかも含めて、様々な視点からの御協力をいただけるとありがたいと

思っています。

（竹端委員長）

他に、皆さん、いかがでしょうか。

では、イ、その他ですが何かありますか。特にありませんか。

では、以上で議事を終わりましたので閉会として、事務局にアナウンスをお願いします。

（地域福祉課 吉川）

本日は、活発なご議論をいただきありがとうございました。本日の議事録にしましては、委員長に確認の上、作成させていただき、ホームページに掲載をさせていただきます。ホームページに掲載されましたら、皆様にその旨をお伝えさせていただきますので、そこで御確認をいただけたらと考えております。

次回は、来年２月頃に２回目の委員会を開催できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会